

介護分野・障害福祉分野への就職支援パッケージの取り扱いについて

令和2年12月8日
能力開発課

厚生労働省の令和3年度概算要求に盛り込まれている、「雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援パッケージ」については、下記のとおり取り扱いとします。

項目	内容
1 事業内容	<u>訓練生の就職希望に沿った複数（2ヶ所以上）の職場見学等を実施した場合、訓練委託費の上乗せ（全期間について1人月当たり1万円の上乗せ）を行う。（ただし、令和3年度末までの時限措置）（※5）</u>
2 対象訓練	次のいずれも満たすこと (1) 知識等習得訓練コースのうち、生活援助従事者研修、介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修のいずれかを組み込んだ2ヶ月以上の訓練 (2) 令和3年度に訓練を開始するコース（年度をまたぎ令和4年度に委託費の支払があるものを含む）
3 職場見学等の要件	次のいずれも満たすこと (1) 職場実習、職場見学、職場体験のいずれかを実施すること（職業人講話のみは不可）（※1） (2) 訓練生の就業先の希望が多様であることを踏まえ、複数（2ヶ所以上）の職場見学等を行うこと（※2）
4 職場見学等の実施時間	複数（2ヶ所以上）の職場見学等の実施時間の合計時間が、12時間以上、総訓練時間の2割以内（※3）
5 職場見学等の実施方法	原則として現場で実施する。ただし、職場見学はオンラインでの実施も可とする。（※4）
6 上乗せのための手続きおよび要件	(1) 契約前に職場見学等実施計画書（別紙1）を提出すること（契約後に提出する場合は契約変更すること） (2) 訓練終了後に職場見学等実施報告書（別紙2）および職場見学等実施報告書（受講者署名用）（別紙3）が提出されていること (3) <u>訓練修了者の8割以上が2ヶ所以上の施設において職場見学等を実施していること（訓練修了者には中途退校者であって2ヶ所以上の施設で職場見学等を実施した者を含む）</u>
7 その他	(1) 契約書準則は別途改正し通知予定 (2) 委託訓練実施要領の改正案は厚労省から送付ありしだい通知予定 (3) 民間教育訓練機関とハローワーク、福祉人材センター等との連携については、厚労省から連絡ありしだい通知予定

※1 職場見学等の詳細な定義

- (1) 職場見学：介護（障害）福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）のいる時間帯に福祉施設等を訪問し、施設職員の説明を受けながら福祉サービス提供の実態を見学することを指します。

- (2) 職場体験：一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、施設職員が利用者に提供するサービスの補助等を行うことを指します。
- (3) 職場実習：一つの福祉施設等において、当該施設職員の指導を受けながら、利用者に提供するサービスについて法令の範囲内で行うことを指します。なお、職場実習を行う場合は、保険への加入が必要です。
- (4) 福祉施設等：原則として、介護保険法又は障害者総合支援法に基づく施設サービス又は在宅サービスで介護職員の配置がされている施設や事業所を指します。ただし、病院、診療所、訪問看護事業所等、医療系の施設や事業所は除きます。また、障害児向けの福祉サービスは児童福祉法に基づくものであり、職場見学等の対象としては認められません。

※2 複数（2ヶ所以上）の職場見学等

- (1) 異なるサービスであること

デイサービス事業所2ヶ所など、同じサービスで複数の職場見学等ではなく、原則異なるサービスでの職場見学等を設定してください。新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、異なるサービスでの職場見学等の設定が困難となった場合はこの限りではありません。

- (2) 異なる事業所であること

同一の事業所で職場見学と職場実習を実施しても、2ヶ所とはならず1ヶ所となります。

※3 実施時間の考え方

- (1) 実施時間に含まれるもの・含まれないもの

施設で職場見学等をしている時間のみが実施時間に含まれます。事前のオリエンテーションや振り返りについては、施設の職員によるものであれば実施時間に含まれます。一方、職場見学等の施設の職員によらない事前のオリエンテーションや振り返りは実施時間には含まれません。

- (2) 介護初任者研修等の職場実習を義務づけている科目がある場合

義務づけられた職場実習の時間数を職場見学等の時間数に含めても構いません。

- (3) 職場見学等の実施場所への移動時間

職場見学等の実施場所への移動時間は実施時間には含まれません。

※4 オンラインの考え方

ここで言うオンラインとは、委託訓練実施要領第1章第8に定める「オンライン」を言います（同時かつ双方向で行われるものを指します）。

※5 訓練委託費の上乗せの考え方

訓練実施経費の上限はあくまで5万円で、職場見学等推進費（仮称）として1万円を上乗せするものです。例えば、訓練経費の積算が5万5千円となった場合、5万円+1万円=6万円での契約となります。

また、結果的に上乗せの要件を満たさなかった場合、職場見学等推進費（仮称）を除く訓練実施経費のみの支払となります。